

茂原市再生土の埋立て等規制条例

(目的)

第1条 この条例は、再生土の埋立て等を規制することにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「再生土の埋立て等」とは、再生土（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物（燃え殻、汚泥（無機性のものに限る。）その他規則で定める産業廃棄物に限る。）の脱水、破碎その他規則で定める処理により生じた物であつて、土砂と同様の形状を有するものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への再生土の堆積を行う行為（同法の規定の適用を受ける行為のうち規則で定めるものその他規則で定める行為を除く。）をいう。

(再生土の埋立て等の禁止等)

第3条 何人も、再生土の埋立て等を行ってはならない。ただし、国又は地方公共団体が発注する工事に係る再生土の埋立て等その他規則で定める再生土の埋立て等である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書による再生土の埋立て等を行う場合は、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

(中止命令等)

第4条 市長は、前条第1項の規定に違反して再生土の埋立て等を行った者に対し、当該再生土の埋立て等の中止を命じ、又は期限を定めて原状回復を命ずることができる。

(報告徴収)

第5条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、再生土の埋立て等（再生土であることの疑いのある物を使用している場合を含む。以下同じ。）を行っており、又は行つたと認められる者に対し、再生土の埋立て等に関し、期限を定めて必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第6条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、再生土の埋立て等に供するものと認められる区域又は再生土の埋立て等を行っており、若しくは行つたと認められる者の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。この場合において、再生土が使用されているお

それがあるときは、検査の用に供するために必要な限度において当該再生土を無償で採取させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第8条 第3条第1項に規定する再生土の埋め立て等の禁止及び第4条に規定する命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第6条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第10条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき当該法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（平成30年千葉県条例第45号。以下この項において「県条例」という。）の規定により知事が受理した届出及び県条例施行前に行われた再生土の埋立て等で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の規定は適用しない。